

香川県有料老人ホーム立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第7項の規定により実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 立入検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について周知徹底させるとともに、「香川県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）等に照らし、改善があると認められる事項について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者の保護を図ることを目的とする。

(検査事項)

第3条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項
- (2) 設置主体
- (3) 立地条件
- (4) 規模及び構造設備
- (5) 職員の配置等
- (6) 施設の管理・運営
- (7) サービス
- (8) 事業収支計画
- (9) 利用料等
- (10) 契約内容等
- (11) 情報開示
- (12) 前回の立入検査に基づく指示事項の改善状況
- (13) その他必要と認められる事項

(立入検査の形態)

第4条 立入検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は、原則として検査対象となる事業者の事業所等における実地検査とする。

2 特別検査

特別検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の検査事項を定め重点的に行う実地検査とする。なお、必要に応じ関係行政機関等と合同で検査を実施することができる。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

- (2) 度重なる一般検査の指導によっても改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(実施計画の作成)

第5条 立入検査の実施に当たり、毎年実施計画の作成を行う。

(立入検査の実施方法)

第6条 立入検査の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般検査

(1) 検査通知

立入検査対象となる事業者を選定し、あらかじめ立入検査の根拠規定、実施日時、場所、準備すべき書類等を文書により当該事業者に通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査開始時に文書を提示することによって行う。

(2) 検査実施方法

立入検査は、指導指針等に基づき、施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式により行う。

なお、立入検査は、県職員2名以上で行う。

(3) 検査結果通知

立入検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により検査結果を通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善すべき事項を指摘した場合は、文書により報告を求めるものとする。

2 特別検査

(1) 検査通知

検査通知は一般検査に準じて、あらかじめ文書により行うものとする。ただし、検査の目的と効果を勘案し、検査の開始時に文書を交付するなどの方法により行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、立入検査は、県職員2名以上で行う。

また、必要に応じ関係行政機関職員及び専門職員等と合同で検査を実施する。

(3) 検査結果通知

特別検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により結果を通知する。

(4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善すべき事項を指摘した場合は、文書により報告を求めるものとする。

(改善命令)

第7条 老人福祉法第29条第4項から第6項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(改善命令の公示)

第8条 前条に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年8月24日から施行する。